

補聴器購入費を助成します

加齢による聴力低下により日常生活に支障がある高齢者の補聴器購入にかかる費用を一部助成し、ご友人やご家族とのコミュニケーションや社会参加を支援します

申請できる人

次のすべての条件を満たしている方

- ◆ 本市に住所を有し現に居住している65歳以上の方
- ◆ 聴覚障害による障害者手帳を所持していない方
- ◆ 両耳の平均聴力レベルが70デシベル未満で、耳鼻科医師により補聴器を使用する必要があると認められた方
- ◆ 他の法令等の助成対象でない方
- ◆ 市税等の滞納がない方



助成額

補聴器購入費の2分の1以内（上限30,000円）

※助成は一人1回限り（修理代や文書料は対象外）

申請する前に

- ◆ 耳鼻科医師から必要があると診断を受けた方に限ります
- ◆ 交付決定前に購入した補聴器は対象外です
- ◆ 医師や家族とよく相談してから申請しましょう

お問い合わせ・申請書提出先

御殿場市 健康福祉部 長寿福祉課

〒412-8601 御殿場市萩原483（御殿場市役所 東館1階）

電話：0550 - 83 - 1463 FAX：0550 - 84 - 1046

～手続きの流れ～

まずは耳鼻科を
受診・検査！

聴こえにくいかな？と感じたら

- ① 市役所・各支所・駅前サービスセンターで、「申請書」を受け取ります
- ② 耳鼻咽喉科を受診・検査の結果、「障害者手帳対象ではないが補聴器が必要」と診断されたら、申請書の「医師の証明欄」に記入してもらいます
- ③ 販売店等で補聴器を選び「見積書」を依頼します
- ④ 「申請書」と「見積書」を長寿福祉課に提出します



市で助成の可否を確認します



助成が決まったら

- ⑤ 「交付決定通知書」「補聴器購入費助成券」と「助成金請求書」が届きます
- ⑥ 見積をとった補聴器販売店で補聴器を購入して、「領収書」をもらいます
- ⑦ 購入から1か月以内に「助成金請求書」に必要事項を記入し、「領収書」「助成券」と一緒に市に提出します



市から助成金が交付されます

※販売店によって⑥購入と⑦助成金の請求方法が異なることがあります。販売店でご確認ください

購入したら

- ◆ 補聴器は購入した後の調整やトレーニングが大切です

